

善隣

No.523 通巻790

2022年（令和4年）3月1日発行（毎月1日発行）

2022

3



善隣 目次 2022年3月号

公開講演会記録

- MIJBCによる日中ビジネス交流
——コロナ禍を乗り越えて
　　日中国交正常化50年を迎えて 西原茂樹 2

- 現代経済社会の課題と米中2強体制 その中における日本の対応
と岸田政権〈その1〉
——私たちは何処にいるのだろうか（時の目「歴史的視点」と島の）
（世界的視点で考える）
　　岸田政権はこれに対応できるか（期待と不安） 井出亜夫 10

- 内部通報制度に関する経緯・課題・概要（一部改正）
および主要な調査事項 志村照彦 23

- 中国ウォッチング** 編・訳 上松玲子 30

- 陶々俳壇** 馬場由紀子選 32

- 協会通信・会員だより・同好会だより 34

- 2022年3月の行事予定 35

善隣 第523号 通巻790号

2022(令和4)年3月1日発行

発行所 〒105-0004 東京都港区新橋1-5-5
一般社団法人 国際善隣協会
TEL 03 (3573) 3051
FAX 03 (3573) 1783

発行人 矢野一彌
編集 原田克子
編集協力 朝 浩之、校 正 福富和美
印刷所 (有)ゆにおんプレス
定価 一部400円 年額4,800円
振替 00120-0-145956
国際標準逐次刊行物 ISSN 0386-0345
◎禁無断転載

みんなの写真館 34

(藤沼弘一、八島継男、姜晋如)

——。——。——。

当協会は、中国ならびに近隣諸国との相互理解を深め、友好親善・交流を推進しています。

一般社団法人 国際善隣協会

MIBCによる日中ビジネス交流 —コロナ禍を乗り越えて

日中国交正常化50年を迎えて

MIBCセンター理事長 西原茂樹

今年は、日中国交正常化50周年を迎え

ます。2年日中国交正常化20年となる年の秋で

本来なら今頃は北京冬季オリンピック

の開催で盛り上がっている時期ですが、

コロナは経済や交流と合わせてすべてを

凍結させてしまっています。

そんな中で、「コロナ禍を乗り越えて」

どう考え、何をしていくべきかを、地方

で暮らす、日中交流に携わってきた一人

としてお話をします。

静岡県と浙江省の友好交流10周年目の交流

私が最初に中国を訪問したのは199

闇にぼつぼつと灯が見える程度で、田舎の省都に見えました。

友好提携10周年を記念して、静岡県から3階建てのホテルを寄付しました。

最近、当時の両省県の担当者から思い出話として聴いたところによりますと、

静岡県側は最初に「日本の最高水準のパ

ソコン」を百合寄贈しようと提案しまし

たが、中国側は「いつまでも残るもののが

良い」となり、結局ホテル（友好会館）となつたそうです。

かなり高いプレゼントになりましたが、現在も使われている施設ですのですぐ

陳腐化したパソコンなどよりもずっと価

値があるものだったと、当時の関係者の

静岡駅から新幹線で大阪に行き、伊丹空港から上海虹桥空港に到着しました。

もちろん浦东空港はできていませんし、虹桥空港もその頃は小さな地方空港でした。そこからバスに乗り込んで、浙江省

の省都杭州に向かいます。

当時は高速道路もなく田舎の凸凹道をバスに揺られました。

7時間かけて到着した杭州市は真っ暗



労苦に感謝して
います。

美しい西湖はその後何十回と訪問しました。近くの龍井茶で有名な龍井村など、浙江省そして杭州市にはいつも心が安らぐ素敵な場所がたくさんあります。

ヤオハン和田会長との出会い

この時は帰りに香港に寄りました。ビクトリアピークにそびえ立つ迎賓館「スカイハイ」で待っていたのは、静岡県熱海市が発祥のヤオハンの和田一夫会長でした。ヤオハンは上海や北京にデパートを建設しようとしていました。迎賓館の本社にあるM&Aの大会議場を見た後で、二人でこんな話をしました。

私は「和田さん！ 中国に進出するこ
と不安はありませんか？」と聴きました。

「井戸を掘った人」の想いを引き継いで

私は「和田さん！ 中国に進出するこ
と不安はありませんか？」と聴きました。
「交流が始まつた古いいきさつを知つ
ている人が減ってきた！ 22年前の19
80年、山本敬三郎知事と浙江省にやつ



寄贈された花家山莊（杭州市）

彼はにこやかな表情で「西原さん！ 戰争に負けた日本が豊かになつていて、戰争で勝つた中国は貧しい。

日本は戰争で中国に迷惑をかけたから、經濟で応援して豊かになつてほしい。中国が、よこせ！」といつてから全部さしだしますよ！」と真顔で答えました。

その後1995年に、ヤオハンが上海浦東にデパートを開業した時に、案内をいただいて見学に行きました。すごいお客さんだった

にもかかわらず、誰も紙袋を持つていませんでした。買っていない、見ているだけのお客さんに「大丈夫だろうか！」と心配をしました。

当時、静岡県はシンガポールに事務所があり、次のアジア事務所設置を香港に考えていました。

私は「ヤオハンが進出する経済の中心地、上海が適切だ」と知事に要望し実現しましたが、残念なことに静岡県上海事務所設置3か月後にヤオハンは破綻しました。

静岡県の石川嘉延知事や県議会議長の挨拶の後に、いわゆる「井戸を掘った人」として、85歳でもかくしゃくとした静岡県日中友好協議会の井上光一理事長が力を込めた挨拶をしました。要約すると以下的内容でした。

環境といった様々なテーマで中国を訪問しました。

今でも続く中国との深い交流の原点は、2002年浙江省への友好提携20周年記念訪問にありました。

その年の10月、静岡県訪問団は、2便に分かれて名古屋空港から浙江省の省都杭州にできたばかりの蕭山空港に降り立ちました。800人を超す静岡県からの訪問団を浙江省政府は大変歓迎してくれました。

杭州劇院で行われた記念式典には、11月から省書記に就任する習近平（現最高指導者）代理省長が挨拶をし、「もっと広い分野での協力を両省県の間でしていくことに期待をもっている。青少年の交流をさらに強力に増やして、中の友好の後継ぎを養成していくことが大切」と結びました。

私は「井戸を掘った人」の想いを引き継いでいる人が減ってきた！ 22年前の1980年、山本敬三郎知事と浙江省にやつていました。

てきた。温州みかんとお茶の故郷という単純な動機だったが、来て驚いた。美しい西湖や産業、気候風土など静岡県と似ている。早々とここしかないと決めた。改革開放が始まったころで、相互理解がなかなかうまくいかなかつた。忍耐でやつた。氣も使つた。当時の沈省長さんが『晩婚でやろう』と言つた。私は『どうせなら早いほうがいい』と主張した。その時、省長さんが『静岡県はお荷物を持つことになつて大変だよ』と言つたが、『それでもかまわない。提携は永久です』と言つて進めた。現にいまや中国で冠たる浙江省になつた。世界でも冠たる浙江省になつた。さらなる友好提携の促進をしたい」と、静岡県側からの熱いメッセージを送りました。

大会の挨拶からうかがえた姿勢は、静岡県はどのような支援や交流をしたかといふ過去の話題に対して、浙江省はこれから発展と友好促進に触れていました。浙江省にとって静岡は有利かどうか、友達として経済産業文化教育で交流して省のためになるか、その視点が大きいと感じました。

私は帰りの飛行機の中で、熱い挨拶をした井上日中友好協議会理事長から、「西原さん、私の後を継いで若いあなたた

方が、青少年教育交流と経済交流で中国浙江省との交流を続けてください」とタスキを受け取りました。それが、県議会議員や市長時代を通じて一貫して日中関係の地方レベルでの、教育と経済（MIBC）構築を目指してきた原点です。

中国の成長と交流の変化

日中国交正常化30周年のこの年を前後して、日本と中国との新しい関係が始まろうとしていました。

1990年代の中国が製造業で躍進し、大成長の勢いは中国国内の科学技術と大衆消費を大きく押し上げ、日本を追い抜き追い越す勢いをもつていきました。

2001年に実現したWTOへの加盟によって、日本と中国の貿易摩擦が話題となり、2002年には、小泉純一郎首相（当時）が訪中し「日中経済パートナーシップ協議」の場が設置されたように、

経済の交流は活発化し、2007年に日本最大の貿易相手国は米国に代わって中国になり、2010年には中国のGDPは日本のそれを上回り、中国はアメリカに次ぐ世界第二の経済大国となりました。

一方、日中留学生人材育成支援事業が

始まり、シニア海外ボランティア派遣や日中青少年友好交流など、青少年を中心とした「未来志向の交流促進」が図られるようになったのもこの時期でした。

特に、2008年の北京オリンピック、

2010年の上海万博など中国が紹介される機会が多くなり訪中観光客の増加が期待されました。政治的な対立もあり、経済の交流が進む一方で人的交流は進みませんでした。逆に、大成長する中国からは訪日旅行者が増え続けています。

歓迎されることですが、相互理解のためには、日本からの訪中旅行者の増加を図ることも急務です。

外交面での安定した日中関係を取り戻す有効策は見いだせていませんが、民間・企業レベル、地方政府レベルでの交流は、コロナ後に積極的に進めていくべきだと考えます。

アフターコロナの交流の課題

コロナ後に向けての日中交流の切り口として簡潔に3点の提案をします。

1つ目が、地球温暖化防止と環境インベーションです。

2つ目が、健康と医療と食や観光を統合するスポーツイノベーションです。

3つ目が、経済における地方間交流の共創イノベーションです。

先日の講演では、環境やスポーツについても説明しましたが、誌面の関係で経済交流に絞ってお話しします。

経済における地方間交流の共創イノベーション

私は、新たな「地方間交流で共創を！」と、中国政府や地方政府に「日本と中国の地方政府間や中小企業間で協働して創造的に製品やサービスで交流していきましょう！」と、M I J B C を呼びかけてきました。

なぜ静岡県の私たちがこんな提案をするようになったのか、経緯を少し話します。富士山静岡空港が開港し、しばらくすると中国からの観光客が急増しました。私は空港立地市長でもありましたし、空港会社に資本参加していましたから常に状況を把握していました。

廊下にうずたかく積まれるお土産品は飛ぶように売れました。さらに、炊飯器や便座まで売されました。中国でも売られているだろうに「そうか、彼らは日本製が良いんだ！」と気づ

きました。

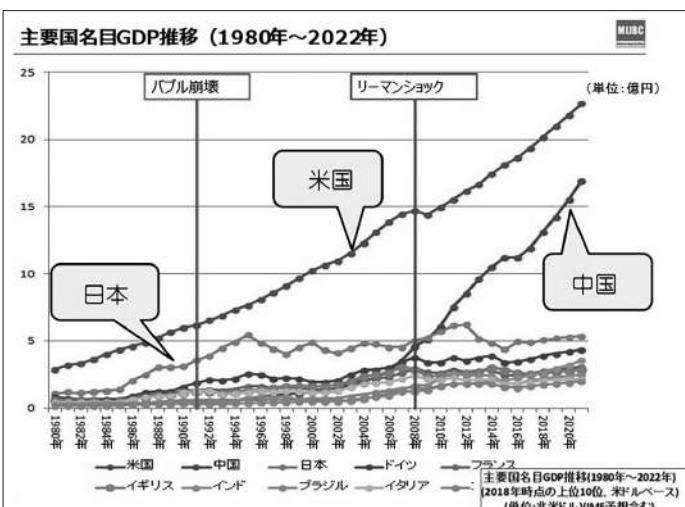
当時は、今もそうですが、静岡県の製造品出荷額は、ピーク時に比べて落ち始めています。製造拠点としての日本の地位はどんどん低下していました。

静岡県内は自動車産業が主力ですが、海外移転がどんどん進んでいます。全国で調子が良いのは、愛知県だけで後の県は押しながら低下傾向です。アメリカや

中国のGDPは増えているのに、日本は全くこの30年低迷しています。成長しています。世界は、製造業以外の、ITや金融や不動産が経済を引っ張っています。製造業依存からの脱却には、外に向けて、あるいは外と組んでいくことだろうと、この中国人の爆買いに注目しました。

日本は、製造業以外の、ITや金融や不動産が経済を引っ張っています。製造業依存からの脱却には、外に向けて、あるいは外と組んでいくことだろうと、この中国人の爆買いに注目しました。當時は安倍政権が、地方創生担当大臣による地方創生が高らかに呼ばれていました。そこで、牧之原市は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、石破大臣から「国より先にやっている」と評価されました。そこで地方創生のユニークな案をして予算を貰いましょうとなつて、ならばこのM I J B C をとスタートさせました。

経済産業省は、當時、対日投資の促進を閣議決定して進めていますが、なかなか進んでいませんでした。2012年目標で35兆円というものでしたが、2012年段階で半分ほどでした。そこで地方創生でも「外國企業の地方への対内直接投資の促進」とうたって努力していました。私たちがM I J B C を始めて1年ほどたった時、経済産業省の課長が訪ねてきました。経済産業省でも地方創生で事業を起しましたが、インバウンドは熱心だが、投資促進を掲げて地方創生をやつ



きました。経済産業省でも地方創生で事業を起しましたが、インバウンドは熱心だが、投資促進を掲げて地方創生をやつ

ているのは牧之原市さんだけです。と言って詳細を尋ねてきました。そのご縁で、中国とJETROとの関係が構築できました。

現在全国で25の自治体が対日直接投資サポートプログラムに挑戦しているそうですし、国家目標の対日投資35兆円も見えているそうです。

牧之原がやってきたことは正しかったということです。

M-JBC (Made in Japan by China)

静岡県牧之原市の挑戦は東京ではなくて、地方！大企業ではなく日本の地方や中小企業が元気を取り戻すために、中国の皆さん之力を借りようということです。MIBCを説明します。

一言で言うと、日本と中国の共同ものづくり・共同研究開発です。日本にとっては地方創生、中國にとってはブランドです。豊かな資金と14億人という販路をもった（さらに付け加えればやる気のある）中国と協力して、長年の生産技術とノウハウをもった日本で生産や開発をやり、日中共同の製品やサービスを創出し、「MIBC」ブランドで世界市場に展開していく！ということです。

最近まで中国の中小企業はこんなことが困っていました。産業の高度化がまだ進んでいない。製品やサービスの品質向上が課題だ。省エネルギーなど環境問題への対応が欲しい。企業経営の長寿化を目指したい。こういった中国企業が抱える構造的な課題、将来の問題について、解決の鍵を握るのが日本の技術ノウハウです。

日本には百年企業がたくさんあります。企業を継続させ発展させる経営技術は、共同ものづくりを通じて日本の経営、人材教育などの経営技術を学べます。日本には世界最高水準の環境やエネルギー技術があります。新エネルギー技術や廃棄物処理・水処理などの共同開発ができます。

日本には百年企業がたくさんあります。企業を継続させ発展させる経営技術は、共同ものづくりを通じて日本の経営、人材教育などの経営技術を学べます。日本に生産拠点を置くメリットですが、中国・グローバル市場でのブランド力がつくこと、日本国内の先進技術企業との連携が可能となること、日本から海外移転が難しい技術経営ノウハウが習得できること、日本国内の研究者、技術者、熟練工などと連携できることがあります。

それら資源を最大限に活用したものが可能となります。MIBCは日本の中小企業にとっても魅力的です。



中国企業に悩みがありませんでしたが日本の中企業にも悩みがあります。人口が減ってき物を作つても売れない時代になつてきました。経済のグローバル化といわれていますが、海外進出のノウハウもないし、リスク対応もできそうもありません。

成長産業への事業転換をしたいが経営資源が不足しています。地域の経済産業力が低下して地盤沈下していますが、東京と大企業だけが良い……何とかならないか！ という課題解決のための新たなアプローチとしてM I J B Cの考え方が必要ではないでしょうか。あと30年すると日本の人口は9千万人です。国内市場が縮小する一方で中国をはじめとしたアジア市場は急拡大しています。中国などアジア市場をターゲットとし

たとえば、産業構造の変化に対応したいが……経営資源が不足している！といった課題には、中国投資家から新ビジネス創出のための経営資源を獲得することができます。

M I J B C プラットホームは中国側投資により設置します。投資・事業支援の窓口ですが、

本の中小企業にも悩みがあります。人口が減つてき物を作つても売れない時代になつてきました。経済のグローバル化といわれていますが、海外進出のノウハウもないし、リスク対応もできそうもありません。

日本企業(県内企業)が抱える課題	
静岡県の企業が抱える課題	
人口減少社会の到来 国内需要の減少により、ものつくりも売れない時代へ	
経済のグローバル化への対応 海外進出ノウハウの不足、為替・政治などの海外リスクへの対応	
成長産業分野への進出 産業構造の変化に対応した事業転換のための経営資源の不足	
地域の経済力・産業力の地盤沈下 東京(首都圏)など大都市圏への経済・産業の一極集中	
課題解決のための新たなアプローチ、MIJBC	

たビジネスを日中共同開発すべきです。

一方、中国からの企業撤退も

増えています。環境変化、人材不足、商習慣の違い、人件費高騰などが原因です。さらに、日本間の政治的な課題もあり、日本中小企業が出て行きにくい状況にもあります。

そんな時に、生産・開発・サービス拠点を日本国内に置き、中国進出リスクなしで中国市場のノウハウを得るM I J B Cは魅力です。

これは複数の設置を考えています。

M I J B Cの具体的取り組み

一昨年浙江省寧波市で開催された越境ECは寧波M I J B Cチームのプラットホームによって運営されました。日本国内での設置を想定していましたが、越境ECということで、中国国内への足がかりとしての拠点となると考えています。M I J B Cセンターは、日中双方の、国や自治体に対しての政策交渉、企業の立地協力、中国企業投資家

と日本企業のマッチング支援、情報発信、中国企業を対象にした幹部社員の研修や教育・視察などを支援します。特に日本の企業を現場で見て知つてもらうこと

はとても重要です。



中国企業の皆さんにその中から「中国にはない技術や商品・サービス」を見つけてもらうのです。また日本式経営も、話ではなく現場に入つてみてもらうこと、そのあとで実際に研修を受けてもらうこともやってい

ます。ＩＴロボット、トヨタ生産方式、防災環境教育など日本ならではの企業研究から日本の伝統文化まで、夜は市長や市の職員や商工会関係者を入れた懇親会をやることもあります。

人的ネットワークに負うところが大きいです。永年中国との交流を推進してきた日中友好協会、私が県議会や市長を通じて培ってきた人脉と、フル活用します。

牧之原市は5万人と小さな市ですが、M I J B C 事業をスタートさせた平成26年から中国企業や政府関係者の訪問はぐんと増えています。

もともと富士山静岡空港がありましたがのでインバウンドの誘致には力を入れていましたが、対象は修学旅行や観光でした。それが企業・投資家向けにPRをしてからはそちらの訪問が増えてきました。コロナ前3年は静岡市・焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市など5市2町の連携中枢都市圏の事業となり全体での受け入れになつてきましたが、中心になつているのは依然牧之原市です。

私たちは最初に中国国内で、中国企業・投資機関・商務部・地方政府を回りM I J B Cを説明しました。最初から日本で言つても取り合つてもらえないだろうと思つていました。

そこで対日投資の促進を説明し訴えました。アリババ本社にも行きました。中國大使館に働きかけて、静岡県の県議会議員や市長を招聘していただき、深圳や上海の最先端の企業を視察しました。飛躍的に成長している現在の中国を、地方政治のトップに知つてもらうことは重要と考えたからです。B Y Dの自動車工場をすべて見せてもらいました。同行したあるカーメーカーの技術トップが「わが社では工場をこうして見せない。これほどまでにすべてをオープンにしてイノベーションを図っているのに驚いた。これは学びたい！」と驚嘆しました。

平均年齢が27歳と言うCtrip（携程旅行網）に見るよう、60代の視察団に対応するのが30歳以下という中国パワーもしっかり知つてもらいました。

私たちが中国へ出て行くことによつて興味をもつた中国政府企業の皆さんが続々牧之原市・静岡県にやってくるようになりました。

M I J B C は、中国から日本に投資を呼び込んで、地方創生と中国との友好交流を図ろうとするものです。

中国と日本が協力して、地方創生ができ、経済と雇用創出の基礎エネルギーになります。

日本側にとって中国進出リスクなく、中国市場のノウハウを習得し販路拡大ができます！

それらによつて、日中関係の友好の向上、交流促進が図れます！

地方の経済交流から、小さいけれども中関係の改善も図られるはずです。

中国の皆さんにとっても、日中共同ものづくり・共同研究開発プロジェクト「M I J B C」は、中国企業の課題解決と、中国経済の構造改革や発展に貢献するはずです。

すでに日本は中国政府が提唱する「一

ら矢崎部品ものづくりセンターを視察して、新幹線で帰られましたが帰り際に「西原市長！ 必ず皆を連れてきます！」と約束して帰りました。それから半年後、本当に彼は30人近い選りすぐりのメンバーを引き連れて牧之原市にやってきました。

M I J B C の展望

MIJBCの説明を1時間ほど受けてか

帶一路」の一翼を担う立場にいると思します。

好きなか嫌いかを通り越してすでに経済的には切っても切れない関係にある日中です。

日米関係の重要性から政治的には難しいテーマでも、経済や地方政府は積極的に、M I J B Cあるいは日中共創という概念でもって世界に打って出ていくことは大事だと考えます。

では今私たちは何をするべきか！ そこのことを具体的に提案して終わります。

30年にわたって中国を見続けてきた立場から言いますと、中国は大変化を遂げているから、どこかの断片を切り取って評価できないと思います。

「中国へ行ったことがあります」「いつですか？」「万里の長城、桂林、上海、まだ人民服でした」なんて話から、「自転車だらけでした」「バイクだらけでした」から「昨年行きましたが、支払いは全部携帯で、こちらは紙幣で困りました」まで、中国への認識は様々です。

そして一番欠けているのが、現在の中國を知らないということです。私は積極的に若者を中国へ連れて行こうとしています

現在の中国を見て欲しい！ そのため

には交流をどんどんして欲しい。そのための努力は私たちがやりましょうと言っています。今は全くコロナと対中関係の悪化で見向きもされない状況ですが、その訴えの灯を消さないことだと思っていきます。

やろうと！ という積極的な気持ちが重要です。

中国人にはその意欲がありますが、日本人にはそれが欠けています。首長さんがトップセールスをしてくださいとお願いしています。

日本の長い伝統を持つ地方都市、そこに息づく中小企業の匠の技を見に来てもらいましょう。健康・医療も食や伝統文化や自然まで含めて観光もすべてです。

もともと、漢字・仏教からコメも味噌もお茶も、さらには建築・工業技術すべて中国から学びました。

今年は、日中国交正常化50周年です。静岡県にとっては、浙江省との友好提携40周年です。

節目の年の年頭に当たってこんな思いを共有できましたらうれしいです。
(2021年12月6日・公開講演会)

筆者略歴（にしほり　しげき）

前・牧之原市長（静岡県）。金沢大学工学部土木工学科卒業。町會議員、県會議員を経て、牧之原市長（3期、平成29年まで）。この間、地元・牧之原市に富士山静岡空港を誘致、中国直行便を開設。現在、M I J B C センター理事長。

漢字文化圏の「日中」が共創すれば、魅力的な世界展開もできるはずです。

中国の科学技術や経済の進展を見ると、今後彼らがいつまで日本に関心と興味を

もってくれるかどうかはわかりません。

しかし、お隣の超大国として、いかに付き合っていくかという課題は日本にとって大変重要です。

政府に任せるのではなく、幾千万という両国の人々の交流の積み重ねが重要です。

日本で冷凍保存された中国の製品・技術やサービスが、日本にたくさんあるはずです。

もつてくれるかどうかはわかりません。しかし、お隣の超大国として、いかに付き合っていくかという課題は日本にとって大変重要です。

今年は、日中国交正常化50周年です。静岡県にとって、浙江省との友好提携40周年です。

節目の年の年頭に当たってこんな思いを共有できましたらうれしいです。

(2021年12月6日・公開講演会)

現代経済社会の課題と米中2強体制 その中における日本の対応と岸田政権（その1）

—私たちは何処にいるのだろうか

（時の目「歴史的視点」と鳥の
目「世界的視点」で考える）

岸田政権はこれに対応できるか（期待と不安）

井出亜夫（会員）



I 今日の市場経済システムに対する問題の現状と課題

1 問題の指摘

リーマン・ショック（2008年）は、100年に1度の世界経済危機といわれたが、それも束の間、我々は、2020年初頭以来コロナウイルス・パンデミックに直面し、その猛威の前に改めて現代人類社会の脆弱性が浮き彫りにされている。

リーマン・ショックとコロナウイルス・パンデミックは、原因を同じくするもの

ではないが、「20世紀を律した市場経済システムの枠組み」がこのままでは対応力をもち得なくなり、「従来の市場経済システムにパラダイムシフト（思考と枠組みの変化）」が求められている。この機会に、現代の市場経済システムの問題点を深く考え（時の目「歴史的視点」と鳥の目「世界的視野」で観察し）、我々はいかなる対応を行うべきか考えてみたい。

ベルリンの壁崩壊、ソ連邦の崩壊、冷戦の終結により、今後は市場経済システムが広く行き渡るとの楽観論が予言された（フランス・フクヤマ著『歴史の終

現代市場経済システムの問題点を指摘した識者の例

(1) アマルティア・セン (1933年～)
経済学者

経済学の再生・道徳哲学への回帰を唱え、「今日の経済学は合理的な愚か者の分析学に堕落した」と批判。要は、利益（効率・効用）第一主義からの離別（ミルトン・フリードマン流シカゴ学派的経済学からの決別）をいかに進めるか、いわゆる本来の政治経済学への回帰を歴史的展望の下で訴えたものであろう。

(2) マイケル・サンデル (1953年～)
社会学者

市場経済原理主義、功利主義から新しい「公共哲学」（共同体主義）への移行を提唱。自由至上主義から共同体主義へ時代は流れており、善の価値を問う哲学を主張している。

(3) フィリップ・コトラー (1931年～)
マーケティング学者

従来のマーケティング論は、世界人口70億人のうち、わずかの大富豪、富裕層、中産階級など約20億人のみを対象としてきた。今後は残りの50億人も対象とするマーケティング論が必要である。資本主義を磨くためには、普遍的人権支援の一翼を担う必要がある。

(4) 宇沢弘文 (1928～2014年) 政治経済学者

地球環境、地域社会、都市計画、交通・通信、教育、医療・福祉、金融等は、「社会的共通資本」である。この概念を組み入れた市場経済の構築が、市場経済を持続可能にするものである（初期の自動車の社会的費用から発展）。そのためには職業的倫理観を備えた専門人とともに自立した市民の参加が不可欠である。

(5) 野中郁次郎 (1935年～)
経営学者

新しい資本主義の模索—Prudence (分別・思慮)—based capitalism (人間中心の精神・価値觀に基づいた経済・経営)、(賢慮—共通善実現のための知恵)に基づく資本主義を提唱。このためには、米国式資本主義、中国式計画経済的資本主義、欧州の保護主義的資本主義を超えた新しい資本主義の模索が必要である。

(6) マイケル・ポーター (1947年～)
経営学者

企業の社会的責任とは、社会の課題と事業活動を統合することである。その一體化を実践しているネスレの「共通価値の創造」を高く評価、ネスレでは、第三者評価制度を導入している。

(7) リン・シャープ・ペイン
経済倫理学者

著書に『バリューシフト—企業倫理の新時代』。今日、企業には、富の創造、優秀な製品とサービスの提供ばかりではなく、道徳的人格が求められている。

(8) ジョン・ケイ (1948年～)
金融経済学者

ベルリンの壁崩壊に伴うグローバル経済の進展、市場主義指向が強まる中で、実体経済をサポートする役割を担う金融がこれから遊離・膨張（実需を大幅に超えた取引）し、その破綻によって逆に实体经济に大きなダメージを与えた（リーマン・ショック、不動産バブル）。金融本来の機能は、①決済機能、②貸し手と借り手の引き合わせ、③家計の資産管理、④経済活動のリスク制御だったが、かかるエージェントからトレーダーに変質し、実需を超えた取引規模は爆発的に拡大した。この主客転倒の関係を正常化する知恵と方法はないものであろうか。

(9) ビル・ゲイツ (1955年～)
クロソフト創始者

今日の市場経済システムは、購買力を持つ需要のみに対応し、真のニーズに対応していない。市場経済システムにおけるこの不備を改善するためには、技術革

新よりもシステムの改革が必要である。その実践活動として、ビル・ゲイツ財団を創設し、具体的課題に取り組む。

(10) ムhammad・ユヌス (1940年) バンク・ラーディング銀行創始者

「市場経済における3つのゼロ—失業、貧困、CO₂排出—の世界」を提唱し、2006年ノーベル平和賞を受賞。

(11) 大澤真幸 (1958年) 社会学者

『新世紀のコミュニズムへ—資本主義の内からの脱出』等により普遍的連帯の可能性、脱成長の絶対化を展望、新型コロナ問題は国家を超えた連帯の好機であるが、人類はこれができるかが問われている。

(12) 斎藤幸平 (1987年) 経済思想家

アメリカに学び米国社会を観察後欧州に学び格差の広がり、環境負荷の増大により私有から公有社会への転換が時代の要請と主張(『人新生の「資本論』』)。

2 「成長の限界」等に始まる成長至上主義への警告と地球サミットへの流れ

すでに1962年レイチャル・カーンは『沈黙の春』において農業・自然界と化学製品の相克問題を提起した。19

72年ローマ・クラブは「成長の限界」を提示し、同じく同年、スウェーデン・ストックホルムにおいて「国連人間環境會議」が開催され、先進工業国においては経済成長から環境保全への転換が、開発途上国における開発の推進と援助の増強が重要であるとされた。日本では漸く

環境庁が設けられたが、まだ議論は、公害問題に集中していた。しかし、その後、第1次・第2次石油危機の発生に伴うエネルギー問題への対応(IEAの設立、先進国首脳会議の発足)、ドル危機を契機としたスミソニアン体制から変動相場制への移行、日米経済構造協議、プラザ合意など世界経済の中枢アメリカ経済の疲弊等によって、この動きは20年後リオ・サミットまで待たなければならなかつた。

『沈黙の春』ばかりでなく、成長至上主義、環境問題、近代西欧社会の行動に深い懸念を示す以下2人の識者の例を示そう。

E・Bホワイト (1899~1985年、アメリカの教育者、文学者)

私は、人間にたいした希望を寄せていない。人間は、かしこすぎるあまり、かえって自ら禍を招く。自然を相手にする

なりにしようとする。私たちみんなが住んでいるこの惑星にもう少し愛情を持ち、疑心暗鬼や暴君の心を捨てされば、人類も永らえる希望があるのに。

バートランド・ラッセル (1872~1970年、イギリスの哲学者) 「試練に立つ現代文明」

西欧近代社会の展開は、空間、時間を巡る地平線が拡大の一途をたどってきたにもかかわらず、我々の歴史的視力は、急速度で視野の縮小をたどっている。世界は人道主義的感情において人権が広く認められてきたが、同時に貧困と富の格差等による階級闘争、国家主義、民族主義の底に落ち込み、そのはけ口を科学技術に基づいた行為(暴力、戦争、環境破壊等)に求めている。

また、ブルーノ・ラトウール (1974年)、フランスの哲学者・人類学者)は、近代文明が生み出す地球環境破壊、圧倒的な経済格差の問題を正面から取り上げ、問題解決のための政治哲学的分析が必要と主張。「コロナ危機は、人類を待ち受けている地球温暖化や新たな感染症といった将来の課題に対するリハーサルだ」と述べている。

1992年、ブラジル・リオデジャネイロで「国連環境開発会議」（地球サミット）が開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」、持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ21」に加え、気候変動枠組条約、生物多様性条約の署名が開始され、持続可能な開発が、人類の安全で繁栄する未来への道であることが確認された。

②国連グローバル・コンパクトU.N.G.C

1999年、コフィー・ナン・国連事務総長は、ダボス会議（国際経済フォーラム）において「国連グローバル・コンパクト」を提唱。これは、世界人権宣言、就業の基本原則に関するILO宣言、環境と開発に関するリオ宣言に基づき、グローバル社会において展開される企業の行動原則として掲げられたものであり、参加者の自発的イニシアティブによる実施を求めるもの。2000年に国連本部において正式に発足した。

こうした動きは、一連のCOP会合（気候変動枠組条約国会議・第1回1995年）、2030年を目指した国連SDGs（下記参照）への動きとなつてゐるが、今回のコロナ問題は、単にウイルスへの対抗に限らず、これを契機とした

人間社会・文明と自然・環境との関係を我々に問いかけている。

業活動、公共政策、個人生活の中でいかに実践していくかにかかるおり、念仏的にこれを唱えるだけではアヘンのような存在と化してしまう。

③国連SDGs—2030年を目指した持続的発展17目標—2015年国連サミットにおいて合意

1. 貧困をなくそう、2. 飢餓をゼロに、3. すべての人には健康と福祉を、4. 質の高い教育をみんなに、5. ジェンダーの平等を実現しよう、6. 安全な水とトイレを世界中に、7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8. 働きがいも経済成長も、9. 産業と技術革新の基盤をつくろう、10. 人々の不平等をなくすような対策を、11. 住み続けられるまちづくりを、12. つくる責任つかう責任、13. 気候変動に具体的な対策を、14. 海の豊かさを守ろう、15. 陸の豊かさも守ろう、16. 平和と公正をすべての人に、17. パートナーシップで目標を達成しよう（この17項目の下、各項目ごとに約10項目合計169項目の課題が掲げられている）。

④企業の社会的責任（CSR）、環境・社会・ガバナンス（ESG）との新しい潮流

CSRは、いかに社会の課題を事業活動の中（企業経営理念、企業経営ビジョン、企業経営計画）で具体的に展開するかにかかっている。企業は、ポスト産業資本主義社会における「組織社会の性格、組織の社会的責任」を銘記し、CSRと経営者の役割を「経営理念、経営方針、経営計画」のなかで展開することが不可欠である。

一方、企業活動は環境・社会・ガバナンス（ESG）をいかに反映しているか、投資家、融資者、消費者等の視野で評価する動きが始まっている。この動きも極めて重要である。

こうした動きの中で始まった国際標準化機構（ISO）の動き、日本経団連企業行動憲章を以下に見てみよう。

国際標準化機構（ISO）によるCSR（S.R）

CSRに関する世界的関心の増大を背景として、ISOは2004年国際的ガイドラインの策定に着手し、2010年にこれを決定した。検討にあたって、産業界、労働界、消費者、政府、NGOの参加を求め、①法令順守、②国際ルールの尊重、③説明責任、④透明性、⑤持続可能な発展、⑥倫理的行動、⑦予防アプローチ、⑧基本的人権の尊重、⑨多様性の尊重に関する規格（ISO26000）の設定を試みている。

（注：ISOは、議論の過程で、単に企業の社会的責任だけでなく組織の社会的責任へと議論を進めた）。

日本経団連企業行動憲章

日本経団連は、1992年時の平岩外四会長主導の下でこれを策定、以降数次にわたる改定とともに詳細にわたる解説メモを編纂している。

（まえがき）

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理

可能な発展、⑥倫理的行動、⑦予防アプローチ、⑧基本的人権の尊重、⑨多様性の尊重に関する規格（ISO26000）設定を試みている。

(注：ISCは、議論の過程で、単に企業の社会的責任だけでなく組織の社会的責任へと議論を進めた)。

日本經團連企業行動憲章

日本経団連は、1992年時の平岩外四会長主導の下でこれを策定、以降数次にわたる改定とともに詳細にわたる解釈メモを編纂している。

(まえかき)

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。

そのため企業は、国内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理

観をもつて社会的責任を果たしていく。

(以下項目のみ記載、詳しくは日本経済連ホームページ参照)

(持続可能な経済成長と社会的課題の
解決)

（公正な事業慣行）
（公正な情報開示、ステークホルダーとの
建設的対話）

建設的文話

(人権の尊重) (消費者・顧

(活質者、顧客との接觸開拓)（働き方の改革、職場環境の充実）

（環境問題への取り組み）

（社会参画と発展への貢献） （危機管理の徹底）

(危機管理の徹底)

(注:上記は今日の企業活動に係る包

括的企業行動憲章であるが、その実施状況を担保する評価システムの必要性については触れておらず、単に経営者トップの自覚と責任を促すに留まっている)。

(注：オランダの世界的食品企業ネスレは、自らの経営活動を「共通価値の創造」として、第三者評価に委ねP D C Aを図っている)。

3
I C T (情報通信技術)、A I (人工

知能)に代表される情報革命の進展、その歴史的意義、功罪とポストコロナウイルス

情報化社会の進展は、新型コロナウイルス・パンデミックの中でもその度合いを強め、今回のコロナウイルスへの対応においてもビッグデータの活用、AIの利用は、情報の分析、伝達にさらなる革新・変化を加え、働き方、eコマース等生活様式にも変化をもたらし、また都会への人口集中、地方の疲弊の是正・振興に新たな手掛かりを与えることも期待されている。他方、『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』（本を読まない大人たち、文章が書けない大人たち－筆者補足）で、統計・確率・狭義の論理では有効性を有するが、シンギュラリティはない、あくまでも人間の判断が中心であることを指摘している（新井紀子著、東洋経済）、『デジタル・ファシズム』（堤未果著、NHK出版新書）等が示すように、その負の側面も認識し、対応する必要があろう。情報革命は、産業革命同様止めることのできない必然的現象であるが、産業革命・市場経済の拡大、展開の中で進められた各種民主化提唱運動（「共産党宣言」「資本論」「アーツ＆クラフト運動とフェビアン・社会主義」、労働組合運動、消費者運動、協同組合運動、政治的民主化運動等）といった様々な社会的対応も振り返りつつ、情報革命を展望し、対応することが必要である。

産業革命が英國で始まったとき、人々はその進展によりロンドンの馬車が消えることを予想しなかった。情報革命は単に産業に関係することだけでなく社会のあらゆる分野に産業革命とは比較できない多面的影響を確実に与えることが予想される。したがってこの動き（A IとDXの活用：人工知能、デジタルトランスフォーメーション）に対し新しいルールの設定（以下の例示参照）が必要であろう。

①情報保護・管理、②情報独占（GA FAの事例）排除－独禁法の情報版、③国境を越えた税制の在り方、④情報格差・情報ディバイドによる貧富の格差拡大、その対応策、⑤軍事への転用をいかに管理するか（「Tools and Weapons」マイクロ・ソフト社幹部B・スマスの指摘）、⑥その他の利害（注：「SNSの利点と弊害」の見極め）確認とルールづくり（近年SNS被害「誹謗中傷等」弊害の視点が漸くクローズアップされつつある）。

物理的距離の制約、組織の大小の不利を克服し、また、人々の孤立を防ぎ、相互依存関係を再認識させるなど市場経済システムの永続性をいかにして高めるか、現代人の知恵が試される大きな問題である。

II 米国一極集中から米中一極体制への変遷とその中の日本の対応

対応

1 戰後世界経済発展の経緯

第2次世界大戦終了後、アメリカ主導の下に世界経済秩序は、GATT／IM F体制の成立、OECD（歐州復興後に先進国経済社会の協調機関として設立）、ケネディ・ラウンド（これはEECの形成に伴う米欧間の自由貿易体制維持のための米国の対応であった）等で推移した。しかしその後、石油ショック（1973年）、ドル危機・ニクソンショック・スマソニアント体制（1971年）・変動相場制への移行（1973年）・プラザ合意（1985年）、日米経済構造協議、冷戦終結、WTO成立（1995年）、G7サミット（1975年当初G6）からG20（1999年）への広がり等に見られるように米国一極集中秩序が順次崩れていった。

（注：21世紀の世界秩序の変化。米国一極から米中二極構造へ、双方に強みと弱み、失われた30年日本の行方を懸念、元財務官・行天豊雄）。そうした中で、握する必要がある。

2 中国およびアジアの発展をいかに評価するのか

「アジアはかつて欧米を凌駕していたが、産業革命がその岐路」を見るとともにASEANの動向、中国発展の経緯をたどってみよう。

① ASEAN諸国の動向

ASEANは、1967年ベトナム戦争を背景に域内平和と安定を試行したある種反共政治組織として5か国で形成（フィリピン、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア）されたが、その後ブルネイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーを加え10か国（域内人口6億2千万）となり、緩やかな経済共同体を結成（2015年）している。すなわち、アメリカ主導の反共政治組織から脱却したところに意義があろう。（注：EU結成の歴史的意義、独仏和解の石炭鉄鋼共同体からEECを経て発展、BREXITと今後の動向に注目が必要である）。

② 中国経済社会の発展

中国は1987年改革開放政策以降、

着実な経済発展をとげ、そのGDP水準は2000年に日本のGDPの2分の1、2010年に日本を抜き、2020年には日本の3倍になっている。

(注・中国の技術水準は日本を越えたか？模倣大国から特許大国へ、中国の宇宙開発の展開等を要注目)。

ここでは、以下の概略を眺めることにしよう。

①アンガス・マディソンによる歴史的GDP推計

アジアのGDPは19世紀当初、欧米を凌駕していたが、産業革命がその岐路となり、逆転。今日かつての方向に向かい一つある。18世紀末清朝最盛期「乾隆帝」の時代、貿易を求める英國ジョージ3世の使者マカートニに対し、わが国は文物豊かで貿易を必要とするものはないとして追い返した話が伝わっている。それから半世紀後、アヘン戦争による中国転落の歴史が始まる。

②1990年以降の米国、中国、日本、ドイツ、インドのGDPの推移

中国の目覚ましい成長に注目とそれに対し失われた30年と言われる日本の状況が対比される。

③世界のGDPの現状(2019年)

2000年、2020年を比較すると日中貿易の増大が顕著、貿易全体で米国を超えて、投資収益でも大幅増大に注目を要しよう。

⑤米国の貿易相手国と中国のウエイトおよび対中輸出入品目

2020年における米国の対中輸入は、カナダ、メキシコに続き日本を超え、また、輸入品目も情報、電気、機械多岐に及ぶ。米国政府は安全保障、人権問題等を理由に対中輸入制限、輸出制限等を提唱、一部実施しているが、グローバル経済の下、大きくサプライチェーンを変えることはできないのではないか。米国企業・消費者も対中依存を深めている。

3 中国第14次5か年計画と2035年遠景目標

発展の新しい段階・理念・戦略(経済

産業研究所資料、関志雄氏まとめ参考)
新しい発展段階:「第14次5か年計画期は、第13次計画が目標とした小康社会(いくらかゆとりのある社会)を全面的に完成させ、第一の百年(中国共産党の

米国、中国、日本、ドイツ、インド、英仏と続く)。

④日本経済・企業にとっての中国(中国市场の存在感)

建党100周年)の奮闘目標を実現した後、現代社会主義国家建設の新たな征途を開き、第二の百年(中華人民共和国の建国100周年)の目標に立ち向かう最初の5年である。

2017年中国共産党第19回全国代表大会では、2035年に「社会主義現代化」を基本的に実現し、今世紀半ばまでに中国を「現代的社会主义強国」に築き上げ、2035年の中国について、一人当たりの国内総生産(GDP)が中位の先進国レベルに達すると展望した。

①新しい发展理念:革新、協調、グリーン、開放、共有のこと。革新は発展の原動力の問題、協調は発展の不均衡の問題、グリーンは人と自然の調和の問題、開放は発展の内外連動の問題、共有は社会公正の問題を解決するカギ。

②新しい発展戦略:「国内循環を主体とし、国内と国際の2つの循環が相互に促進する」という「双循環戦略」。労働力の減少や対米貿易摩擦の激化といった内外環境の悪化に対応して、対外開放を堅持しながらも、需要と供給の両面において、貿易を中心とする国際循環への依存を減らし、生産・分配・流通・消費からなる国内循環を強化すること。消費を中心とする内需拡大と、イノベーションを中

目標	2020年(実績)	2025年(目標)	年平均/累計	目標の属性
経済発展				
1. 実質GDP成長率	2.3%	-	合理的範囲を維持、状況に応じて毎年提出する	予期性
2. 労働生産率の伸び率	2.5%	-	GDP成長率を上回る	予期性
3. 都市化率(常住人口ベース)	60.6%*	65%	-	予期性
イノベーション				
4. 研究開発費の伸び率	-	-	7%以上	予期性
5. 人口万人当たり高付加価値発明・特許保有件数	6.3件	12件	-	予期性
6. デジタル産業の対GDP比	7.8%	10%	-	予期性
民生・福祉				
7. 住民一人当たり可処分所得の伸び率	2.1%	-	GDP成長率とほぼ同じ	予期性
8. 都市部の調査失業率	5.2%	-	5.5%以下	予期性
9. 生産年齢人口の平均教育年数	10.8年	11.3年	-	拘束性
10. 人口千人当たりの医者数	2.9人	3.2人	-	予期性
11. 基本養老保険の加入率	91%	95%	-	予期性
12. 人口千人当たり3歳未満児の託児施設数	1.8カ所	4.5カ所	-	予期性
13. 平均寿命	77.3歳*	-	【1歳延ばす】	予期性
生態環境				
14. 単位GDP当たりエネルギー消費量	-	-	【13.5%減】	拘束性
15. 単位GDP当たりCO ₂ 排出量	-	-	【18%減】	拘束性
16. 都市における空気が良質である日の割合	87%	87.5%	-	拘束性
17. 地表水の飲用に適する水質の割合	83.4%	85%	-	拘束性
18. 森林被覆率	23.2%*	24.1%	-	拘束性
安全保障				
19. 食糧の総合生産能力	-	6.5億トン以上	-	拘束性
20. エネルギー総合生産能力	-	標準炭換算 46億トン以上	-	拘束性

通じた生産性の向上と産業の高度化を目指す供給側改革。

第14次5か年計画の主な目標

第14次5か年計画に当たる期間(2021~2025年)

を対象に、「経済発展」、「イノベーション」、「民生・福祉」、「生態環境」、「安全保障」の5つの分野において、8つの「拘束性目標」と12の拘束性の弱い「予期性目標」を合わせた計20の主要目標が挙げられている。

③「経済発展」の3番目の目標は、常住人口ベースの都市化率が65%に達すること(2019年実績は60・6%)（戸籍制度による移住の制限の緩和は、農村部からの人口流入を促し、都市化の原動力となる）。

④「経済発展」以外の目標としては、1.「イノベーション」では、研究開発費の伸び率、人口万人当たり高付加価値発明・特許保有件数、デジタル産業の対GDP比、

2.「民生・福祉」では、都市部の失業率改善、生産年齢人口の平均教育年数、平均寿命の向上、3.「生態環境」では、単位GDP当たりエネルギー消費量、単位GDP当たりCO₂排出量、(国土の)森林被覆率の改善、4.「安全保障」では、食糧の総合生産能力とエネルギー総合生産能力などを含む。8つの拘束性目標のうち、7つは「生態環境」と「安全保障」に集中。

①「経済発展」の目標としてのGDP成長率、「第12次5か年計画」(2011~2015年)では年率7%、「第13次5か年計画」(2016~2020年)では年率6・5%以上というGDPの成長目標。今回は、具体的な数字が示されず、「合理的範囲を維持、状況に応じて毎年提出する」という表現、高まる不確実性に対処。

②「経済発展」の2番目の目標は、労働生産性の伸び率がGDP成長率を上回ることで

第19期中央委員会第6回全体会議(6月全会ミニユーチューブ)

①半植民地の歴史に終止符(毛沢東時代)。

②特色ある社会主義建設(鄧小平時代)。

③21世紀のマルクス主義(習近平時代)

と整理。

④共同富裕への様々な展開。

⑤外交面の活動においては、人類運命共同体の構築が時代の流れと人類の前進方向を導く鮮明な旗印となり、わが国外交が世界の大きな変動の中で新局面を切り開き、世界の複雑な局面の中でピンチをチャンスに変え、わが国の国際的影響力・感化力・形成力は顕著に高まった。

⑥中国共産党と中国人民は勇ましい不屈の奮闘をもって、「中華民族が立ち上がり、豊かになることから、強くなることへの偉大な飛躍を成し遂げたのだ」と、世界に向けて厳かに宣言した。

プライエーンの増大を物語っている。

しかし、近時の世論調査によると日本人の対日好感度は10%を割り、また、中国人の対日好感度も21%とここ10年来最低の水準にある。この背後には、領土・領海問題、経済摩擦、歴史認識等様々な問題があり、両国首脳の対話努力の欠如も大きく作用している。しかし、日中両国の歴史的、文化的つながり、貿易・経済関係依存度の上昇、人々の往来の増大等両国関係はますます深まり、後戻りすることはできない。

東洋史学者、礪波護（となみまもる）京都大学名誉教授は『日本にとって中国とは何か』（中国の歴史12）の中で、(1)「朝貢と畏敬の国—邪馬台国と倭国」、(2)「憧憬と模範の国—飛鳥・平安」、(3)「先進と親愛の国—鎌倉・江戸」、(4)「対等と侮蔑の国—明治・昭和前期」、(5)「親愛と嫌悪ないませの国—昭和中期以後」と日本人の中国観の変転を紹介している。

「憧憬と模範の国」では、遣隋使、遣唐使（飛鳥、平安時代）における交流において、607年「小野妹子」が聖徳太子の意「日出づる処の天子」書を日没する処の天子に致す「恙無きや」を受け、遣隋使として訪中する。また、遣唐留学生「阿倍仲麻呂」は長年唐に滞在、唐の高官となつた後、「天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山にいでし月かも」と

4 日中関係の歴史と展望 日中平和友好条約締結44周年と日中経済関係の進展
2022年は、日中國交正常化から50年、平和友好条約締結44周年の年である。この間両国の貿易関係は著しい進展を示している。1990年日本の対中貿易は全体の3・5%、2000年7・4%（対米では1990年27・4%、2000年25・0%）であったが、2020年の日本の対中輸出額シェアは22・0%（米18・4%）、輸入額25%（米11・0%）、2019年直接投資収益率14・9%（北米5・4%）であり、日中間の両国のサ

紀、倭国（古く、中国から日本を呼んだ称）の情勢と邪馬台国女王卑弥呼の存在を記録した「魏志倭人伝」を嚆矢（こうし）とする。また、『古事記』（712年）には、4世紀末から5世紀初の時代、百濟から渡來した学者、王仁（ワニ）が『論語』と『千字文』を伝えたことが記載されている。

漢字の伝達は、万葉仮名からひらがなへの発展、日本文化への派生を生むが、大陸との往来は、遣隋使派遣600年から618年まで、遣唐使派遣630年から894年まで、古代において3世紀に及んだ。その後、平安以降日本文化の創造、発展も一方にはあるが、喫茶の伝来、禅僧の往来、宋錢の通貨としての使用、寧波を中心とする日明貿易等日中の交流は後を絶たない。

東洋史学者、礪波護（となみまもる）京都大学名誉教授は『日本にとって中国とは何か』（中国の歴史12）の中で、(1)「朝貢と畏敬の国—邪馬台国と倭国」、(2)「憧憬と模範の国—飛鳥・平安」、(3)「先進と親愛の国—鎌倉・江戸」、(4)「対等と侮蔑の国—明治・昭和前期」、(5)「親愛と嫌悪ないませの国—昭和中期以後」と日本人の中国観の変転を紹介している。

「憧憬と模範の国」では、遣隋使、遣唐使（飛鳥、平安時代）における交流において、607年「小野妹子」が聖徳太子の意「日出づる処の天子」書を日没する処の天子に致す「恙無きや」を受け、遣隋使として訪中する。また、遣唐留学生「阿倍仲麻呂」は長年唐に滞在、唐の高官となつた後、「天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山にいでし月かも」と

を偲ぶことができる。

一方、「先進と親愛の国」では、宋代（960～1279年）の景德鎮に代表される陶磁器が日本に伝来し、中国伝来のものに最も近いものをつくることができる陶工が日本の名工と言われた。また、北宋の首都、開封の市街を描いた「清明上河図（せいめいじょうがず）」（2012年）中国交正常化40周年を記念し、国立博物館で海外で初めて展示）には、運送屋、両替商、食堂などが描かれている。日本の中国史家は、宋代において中国では近世が実現していたと評した。その影響は遙か下って、京都の市街（洛中）と郊外（洛外）の景観や風俗を描いた「洛中洛外図」として、室町～江戸時代を通して数多く描かれている。

儒教から派生した学問体系である朱子学は、徳川幕府（1603～1867年）公認の学として導入されたが、儒学者、荻生徂徠（1666～1728年）は、儒教の原点、孔子、孟子に戻ることを主張し、また、中国の儒学者、王陽明が興した陽明学を学んだ大塩平八郎（1793～1837年）は、その命題である「知行合一」（知は行の始なり、行は知の成なり）「行動を伴わない知識は未完である」の思想を実践し、貧民救済の乱を起こした。

「対等と侮蔑の国—明治～昭和前期」において、明治維新による日本近代化の影響の下、多くの中国人が自国の近代化を求めて来日するが、日露戦争後の日本は、歴史学者、朝河貫一博士（イエール大学教授）が『日本の禍機』（1909年）で警告する意味を理解せず、世界史の軌道を外してしまった。対華21か条の要求（1915年）の後、中国の政治家、孫文は「日本は欧米帝国主義の走狗となるのか、アジアの王道を開く先駆者となるのか」と述べ日本を去ったが、わが国は満州事変、日中戦争への道を歩んでしまった。

松尾芭蕉（1644～1694年）の『奥の細道』には、「松島は扶桑（日本）第一の好風にして、凡（およそ）洞庭・西湖を恥じず」と、伝えられる中国の名所に敬意を表しつつ描写しているが、1901年発表の唱歌『箱根八里』で、「箱根の山は天下の險、函谷関もものならず【中略】蜀棧道数ならず」と詠う歌詞は明治の驕りの表れである。

そうした中でも、東北大学の前身である仙台医学専門学校に留学した魯迅を見守る藤野先生や魯迅文学の出版を支援した内山書店の店主内山完造、孫文の独立運動をサポートした宮崎滔天、梅屋庄吉、東洋思想と永続企業

過日、日本を訪れた中国からの企業研修グループは、何故日本には、200年、300年と歴史を有する企業が数千社も存在するのかと私に聞いた。私は、江戸時代300年に及ぶ平和の存在とビジネスにおける『論語と算盤』（殖産興業の父、渋沢栄一著）を紹介し、義と利のバランスを図る東洋思想の所以にあることを説いた。

儒教、老荘思想あるいは仏教思想の中には、永続企業存続の秘訣があるだろう。特に経済のグローバル化の進展の下、地球環境問題や、拡大する格差社会にどう取り組むか、「21世紀の市場経済システムは永続できるか」という問題に私たちは直面しているが、論語、孟子、菜根譚等、儒仏道の東洋思想には、その解説要素が多数存在することを改めて痛感する次第である。

②世界における日中の役割・責任

（1）第2の経済大国として発展を続ける中国の習近平政権は、アヘン戦争以来の中国近代史の苦悩を振り返り、中華民

犬養毅ら多くの日本人の存在は、近代日本交流の歴史に一抹の光を放っている。

族の再興を訴え、国民全体がほどほど豊かになる国（小康社会）達成、三農問題（農村、農民、農業の解決）、先進近代工業の建設、環境問題の解決、一带一路等を目指した取り組みを進めている。こうした課題で着実に実績を上げることができるかが、今後の政権評価につながる。

（2）こうした中国の近現代化のプロセスの中で、わが国としては、1. 日中関係の長い交流の歴史を想起し、2. わが国近代化の成功と失敗の歴史を評価、反省しつつ、また、3. 今日の市場経済の欠陥を克服する共通の東洋思想で意見交換を交えつつ、4. 日中関係の良好な将来を展望していくことが求められる。そして、それが、日中両国の共存共栄につながり、また、それが世界史における両国の責任と役割を果たすことにも通じよう。

III 今後の展望

日中国交正常化、日中平和友好条約締結以降、両国間の交流は様々な分野で展開・発展した。すでに見たように経済関係、サプライチェーンの増大は目を見張るものがある。

一方、21世紀に入つて以降の中国の世界経済における比重は漸次増大し、米国

一極体制から米中二極体制に移り、これを巡る国際政治上の対立・軋轢が際立ってきた。

かかるに情勢下において、我々は、あの厳しい冷戦下において日中正常化の途を探った石橋湛山をはじめとする先人の思想と行動を想起し、この新しい現実に対し、未来を展望した努力を実行しなければならない。

時代は、地球環境問題、格差拡大社会をもたらす市場経済システム自体の欠陥修正、持続的発展（SDGs）の実現等を現代世界全体に求めており、情報化社会がますます進展する中で、人類の相互理解の増進を達成できるか、現代人の歴史的対応能力、とりわけ日本の努力が試されている。

最近では、旧ソ連ガガーリン少佐が宇宙旅行から帰ったとき、「地球は青かった」と語り、人類社会の一体性を直感的に述べている。

昨年来世界的に人類を悩ましているコロナウイルス・パンデミックは、現代人

すでに古代において、孔子は「楚の共王が弓を忘れ、家来がこれを探そうと進言したとき、楚の人が忘れ楚の人がこれを使う。探す必要はない」と言ったことを聴き、「共王は度量が狭い何故楚に限るのか、人弓を忘れ人これを使うと言わないのか」と評し、国を超えた人間に及ぶ

（注：コロナ禍と人類21世紀の新思考（国際協力と軍縮）ミハエル・ゴルバチヨフ、2020年9月25日、朝日新聞）

バイデン政権が唱えるデカップリング政策から人類共同体の形成に向かった道

ベンは交響曲第9合唱第4楽章において世界の平和と人類の兄弟愛を唱えている。

また、宮沢賢治は、1926年、「我

らはいっしょにこれから何を論ずるか……

世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない／自我の意識は個人から集団社会宇宙と次第に進化する／この方向は古い聖者の踏みまた教へた道ではないか／新たな時代は世界が一の意識になり生物となる方向にある／（中略）われらは世界のまことの幸福を索（たず）ねよう」と述べている。

最近では、旧ソ連ガガーリン少佐が宇宙旅行から帰ったとき、「地球は青かった」と語り、人類社会の一体性を直感的に述べている。

昨年来世界的に人類を悩ましているコロナウイルス・パンデミックは、現代人間社会と自然界の相克の問題であることを我々に迫っており、我々は、軍縮を含めた産業・経済、生活様式の在り方を全人類共通の問題として認識し、将来を展望した対応が求められている。

は開かれることを銘記すべきであり、今後の中日関係は、こうした国を超えた人類共同体の形成をいかに図るか展望し、歩を進めたいものである。

改革開放政策による中国社会の発展、習近平政権による中華民族の再興の訴えの中で、我々は、東洋思想にも言及しつつ、世界平和実現に向けた対話を模索し、世界をリードしたいものである。

かかるに情勢下において、我々は、あの厳しい冷戦下において日中国交正常化の途を探った石橋湛山、松村謙三、高崎達之助、岡崎嘉平太ら先人の思想と行動を想起し、この新しい現実に対し、未来を展望した努力をしなければならない。

石橋湛山（1884～1973年）

戦前日本の大陸進出に一貫して反対し、「小日本主義」の下でアジアの繁栄を主張した石橋湛山は、日中国交正常化の実現を政権構想の重要なテーマと考えたが、不幸にして健康上の理由から、政権を去らざるを得なかつた。石橋は、総理辞任後の1959年周恩来との会談において以下のように発言し、その後の国交正常化に向けた大きな流れをつくつた。

私が日本の総理大臣として内閣を組織したときの理念は、貴国との連携を図り、

その力を梃子に世界の平和を実現したいというものであった。中華人民共和国と日本はあたかも一国のごとく一致団結し、東洋の平和を護り、合わせて世界全体の平和を促進する一切の政策を指導すること。両国は右の目的を達成するために、経済において、政治において、文化において、できる限り国境の障壁を撤去し、お互いの交流を自由にすること。両国がソ連、北米合衆国その他と従来結んだ関係は、前期の目的の実現のため、有効に活用することに努めること。

石橋の日中国交正常化模索の背後には、単に両国関係の正常化だけでなく、世界平和の追求という理念・理想が存在したのである。

松村謙三（1883～1971年）

石橋の構想を背負つて日中国交正常化への長い道程を歩いたのは松村謙三であつた。松村は、1959年、1962年、1963年、1965年、1969年と5回にわたり訪中し、変転する国際政治情勢、中国国内情勢、日本政府の対中姿勢の中で国交正常化を目指して努力を傾注した。この間、LT貿易、MT貿易が実現し、1972年の国交正常化に向かって井戸を掘り続けた。

高崎達之助（1885～1964年）

高崎達之助はバンドンにおけるアジア・アフリカ会議に鳩山一郎内閣を代表して臨み、周恩来総理と親交を得た。1966

1959年松村訪中に同行した井出一太郎は、「東京と北京の距離は近くして結ばむみちはなほ遠々し」「厚く垂れし竹のカーテン押しひらき 入り来しは同文同種の国」、「杜白の詩 義之真卿の墨のあと 宋の陶磁も君を待つらんか」（1962年松村訪中を送る）と詠っている。

三木武夫は、松村の死に当たつて、「松村死すとも日中永遠和解の灯は消さじ」と述べ、また、長年の友人郭沫若（日中友好協会名誉会長）は、「松村謙三先生を永遠に讃える」と以下の追悼の詩を送っている。

渤海は広々としているが、一艘の小舟によつても航海が出来る

先生は、国外にあつては、日中の国交を親密にし、国内にあつては農業面（注：農地解放）に全力を傾注された先生の遺志を継ぐ人は、必ず現れ、先生の偉大な遺志は必ず報われるに違ひない

先生の風格は誠に山のよう気高く、水のように清らかである

2年日中貿易拡大に関する松村、周恩来会談での趣旨に基づき、平等互恵の基礎の上に、漸進的積み重ね方式によるL.T.貿易（廖承志、高崎達之助を代表とする長期貿易協定）（1962～1967年）の枠組みをつくった。

東洋製罐の創始者高崎達之助は、若き日に米国に留学、プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神を学び、事業の目的は、第1に人類の将来を幸福ならしめるものでなければならぬ。第2に事業というものは営利を目的とすべきではない。自分が働いて奉仕の精神を發揮するということが、モダン・マーチャント・スピリットだと唱えた。また、終戦時、満鉄総裁の地位にいた高崎は、自らの命を顧みず引揚者の支援に全力を挙げた。こうした氏の公共精神は周恩来はじめ中国側関係者に対し、強い印象を与えたものと推察される。

岡崎嘉平太（1897～1989年）

高崎の後を継ぎ経済界代表としてL.T.貿易に続く、覚え書き貿易（M.T.貿易1968～73年、年度ごとに更新される）の推進に努める。氏の中国との関係は旧制高校時代中国人留学生との交流に始まるが、覚え書き貿易を通じて、周恩来と

の友情はますます強いものになった。岡崎の時代、佐藤内閣の対中姿勢に対し厳しい批判を展開する中国との間にあって、様々な苦労があった。以下は、氏の著作『終わりなき日中の旅』より氏の苦難の心境を語ったものである。

私はふと、天竺への旅を続ける玄奘法師の姿を顧みた。玄奘は約1300年前仏教經典を求めて単身馬に乗り当時禁止されていた出国を果たし、念願を成就させた。昼夜、夜行の旅を続ける玄奘のさせてくれた馬は何だつたのだろうか、それは、1962年松村謙三先生と周恩来総理との間で申し交わされた申し合わせではなかったか。この申し合わせの馬に乗って幾多の困難をしのいで10年、幸いにして国境（日中國交正常化1972年9月）にたどり着くことができ、覚書貿易の使命を果たし得たのではなかつたか。国境は超えた、だが、天竺一日中世代代の友好ーの道は未だ遠い。終わりなき日中の旅である。

（2021年12月16日・公開講演会）

筆者略歴（いで　つきお）

1943年生まれ。東京大学経済学部卒業。英国サセックス大学経済学修士。

1967年、通産省入省、1999年退官。この間、OECD日本政府代表部参事官、中小企業庁小規模企業部長、日本銀行政策委員、経済企画庁国民生活局長、経済企画審議官を歴任。

1999～2009年、慶應義塾大学教授、同客員教授。

2005～2013年、日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授。1999～2004年、中国の発展と環境に関する国際委員会（C C I C D）WG議長。

1995～2004年、INCEAD日本委員会メンバー。2001～2015年、国際中小企業会議代表幹事・同顧問。

現在、フォーカス・ワン代表理事、国際善隣協会会員、消費者政策学会顧問、Gマークデザインフェローなど。

主な著書『アジアのエネルギー・環境と経済発展』（2004年、慶應大学出版会、共著）、『日中韓FTA』（2008年、日本経済評論社、共著）、『世界の中の日本の役割を考える』（2009年、慶應大学出版会、共著）など。

内部通報制度に関する経緯・課題・概要（一部改正）および主要な調査事項

志村照彦（会員）

（1）日本の内部通報制度についての経緯

消費者庁は、2016年12月9日に「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を公表した。このガイドラインは、11年前のガイドライン【振り返れば2005年7月に内閣府国民生活局から公表された「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の改定】を改正して、企業がコンプライアンス経営を推進する上で内部通報制度について取り組むことが推奨される内容を具体的にまとめたもの。内部通報が機能していなかったことが、1つの要因と考へる種々の企業不祥事が後を絶たない

という残念な現実が存在している背景がある。

ここ数年間の労働紛争事件判例に目を通すと、内部通報によって早期解決が可能となつた企業事例は増えてはいるが、迅速な再発防止措置を怠り、何ら対策をしない状態のままにしておくと、「内部告発」により行政機関やマスコミから不正行為の有無・内容確認を求められ、程度によつては、行政処分を受けたり、また当該企業に重大なダメージ（企業価値の毀損）を与えることもある。

このような事態を予防するために、今後の事業遂行に当たつては再発防止措置を織り込んだ内部通報システムの円滑な体制づくりが重要となる。

因みに、大きな事例としてスルガ銀行

事件（2018年1月）と東芝事件（2015年2月）を取り上げると、

①内部通報に詳しい森原憲司弁護士は、スルガ銀行では、「10%弱の職員が、内部通報制度の存在すら知らなかつた。この数字は、企業側の「当社の内部通報制度は機能しているはず」といった思い込みに喝を入れる数字だと私は思う。職員が存在を知らないのであれば、機能しない以前の話ではないか。スルガ銀行の第三者委員会報告書を読めば衝撃を受けるだろう」と著書の中で述べている。

②株式会社東芝の事件は、金融商品取引法違反により約73億円の課徴金納付命令を受けた事例で第三者委員会等から、「内部通報窓口が設置されていたが、本案件に関係する事項は何ら通報されてい

なかつた」、また「内部通報制度等による自浄作用が働かなかつたのは、会社のコンプライアンスに対する姿勢について、社員の信頼が得られないことも一因」とあると指摘されている。

(2) 内部通報制度についての現状の

課題

このガイドラインは、内部通報制度の重要性が認識されるようになってきたが、未だその機能が十分に発揮されていないという問題意識のもとでは、今後の企業経営において、不祥事を予防するだけではなく、不祥事が発生した際にいかに迅速に事態を把握し、影響を最小限に抑えるかが要請される。そのためには、企業の実態に即応した実効的な内部通報制度を整備・運用していく必要があると同時に、コンプライアンス体制の制度設計という観点からも主要な課題事項を捉えて具体策を実務に反映していく運営の見直しも大切と考える。

現状の課題として次の8項目を取り上げる。

- ① 通報対応の仕組みの整備
- ② 独立性を有する通報ルート
- ③ 利益相反関係の排除
- ④ 安心して通報ができる環境整備

- ⑤ 通報受付、調査実施の秘密保護
- ⑥ 調査・是正措置の実効性の確保
- ⑦ 解雇その他不利益な取扱いの禁止
- ⑧ 内部通報制度の評価・改善等

(3) 「公益通報者保護法」の一部改

正に関する概要

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）が2020年6月8日参院本会議にて全会一致で可決、成立した。公布日から2年以内に施行される。この改正は機能していない内部通報制度の点検整備の大きな契機となり得る。近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず、早期是正により被害の防止を図ることが課題となる。

- ① 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすくする。
- ② 事業者に対し、内部通報に適切に対応するためには必要な体制の整備等【窓口設定、調査、是正措置等】を義務付けた。具体的な内容は指針を策定（第11条）。従業員数300人以下の中小事業者は努力義務。
- ③ 通報者がより保護されやすくなる（内部通報・外部通報の実効化として）。
- ④ 保護される人に現行の労働者に加え、退職者（退職後1年以内）と会社役員が追加された（第2条第1項等）【参考：これらは既に対応済みの企業もある】。
- ⑤ 保護される通報（第2条第3項）では、現行の刑事罰のほか、行政罰の対象を追加。また保護の内容（第7条）に通報に伴う損害賠償責任の免除を追加。

- ① 情報の守秘を義務付け、義務違反に対する刑事罰（30万円以下の罰金）を導入（第12条・第21条）。
- ② 行政機関等への通報を行いやすくする。
- ③ 権限を有する行政機関への通報の条件（第3条第2号）

消費者庁のような行政機関は、「真実相当性」の要件は不要となり、代わりに通報者の氏名等を記載した書面の提出により保護される。

（第3条第2号）

財産に対する損害（回復困難又は重大なもの）を追加、及び通報者を特定させる情報が洩れる可能性が高い場合を追加。

- 権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するためには必要な体制の整備等（第13条第2項）。
- 通報者がより保護されやすくなる（内部通報・外部通報の実効化として）。
- 保護される人に現行の労働者に加え、退職者（退職後1年以内）と会社役員が追加された（第2条第1項等）【参考：これらは既に対応済みの企業もある】。
- 保護される通報（第2条第3項）では、現行の刑事罰のほか、行政罰の対象を追加。また保護の内容（第7条）に通報に伴う損害賠償責任の免除を追加。

なお、弁護士松原氏の著書に指摘されている関連事項を挙げる。

* 公益通報者保護法違反それ自体が公益通報の対象とされたこと。

* 内部通報についての体制整備に問題があれば、今後は消費者庁に体制整備の懈怠が通報されることも十分あり得る。

* 通報者側にて真実相当性を裏付ける証拠の確保は高いハードルゆえ 改正によりてハードルが下がった内部告発（外部通報）が増える可能性はある。

* 公益通報を行つたことをもつて事業者は損害賠償請求を提起できないと定められた。

* 改正法は2022年6月までに施行されるが、施行6か月前には指針が公表される。

今後の体制整備の内容も明らかになるが、指針が出るのを待つのではなく、今、対応できる点検整備をきちんと実施することが重要となる。

（4）内部通報制度の実践手法【聴取・調査】について

● 調査の流れ 大まかな流れとして、調査担当者は、①第一報の通報受理を受け、

②その際に「事案概要」の聞き取り、③主幹部門と連携し、社内での事象について

て、情報共有の範囲をどうするか、担当者を誰にするか等を協議、④通報者から改めて深堀聴取の機会を持ち（アウトランからしつかりしたフレームへ）、⑤

関係者にて再度集まって協議をする「誰を調べるか、何を調べるか、順番はどうするか、スケジュールをどうするか」、

⑥通報対象者（事案によっては調査対象者）からの聞き取りを適切に行い、⑦評価・事実認定を行い、⑧関係者の処分とその後の改善作業をして、最後に⑨結果をモニタリングする。

● 内部調査の基準を持つ
調査に当たっては、勉強して基準を持つことが必要。これは、内部通報調査の基準（スタンダード）を持っていなければ、自社の調査が適正か不適正か判別ができないからである。

● 具体的な通報事例を示す
通報事例集にも「〇〇の購入を条件に▽▽のサービスを受けられるといった販売方法を行つてている」などは、独占禁止法違反となる可能性がある。気付いた人は通報してください等の注意喚起を行う必要がある。

● ファーストコントラクトと事実の聴取
① 通報者からのファーストコントラクトにおける留意点
法律事務所に電話をかけてくる個人ないし企業担当者は「悩み」を抱えている人である。明るく誠実に対応するよう努める姿勢が大切。「通報して良かった」と通報者が最初に感じるかどうかが、そ

正確に把握することができる。

② 通報を義務化しただけでは不十分
社員としての義務を履行したのに、その結果、通報者は傷だらけにされたといつたことにならないよう、通報を義務化するしないにかかわらず「不利益取扱いの根絶」は徹底する必要がある。

③ 通報は幅広く受け付ける
通報者に悩み（通報できる事案かどうか）を解決させるのではなく、「それらが通報事実に当たるかどうか、また通報するような問題なのか等の判断は私たちにお任せください」という姿勢が必要。

● 調査全体の基本スタンス ① 通報者ファースト

「通報するには勇気がいる」、これはスルガ銀行第三委員会調査報告書の指摘である。通報者は、不安と葛藤を抱えてそれを乗り越えて通報するため、通報者とのコンタクトは常に通報者ファーストの意識を持つべきである。通報者は企業のリスクを知る立場にあり、通報者に丁寧に接することによりリスク情報を会社は

● 調査全般の基礎知識
① 調査全般の基礎知識
「通報するには勇気がいる」、これはスルガ銀行第三委員会調査報告書の指摘である。通報者は、不安と葛藤を抱えてそれを乗り越えて通報するため、通報者とのコンタクトは常に通報者ファーストの意識を持つべきである。通報者は企業のリスクを知る立場にあり、通報者に丁寧に接することによりリスク情報を会社は

の後の展開を大きく左右する。

②玉石混交の「石」の通報への対応

確かに真に会社のリスクを伝える「玉」の通報もあれば、そうでない通報（「石」の通報）も存在する。通報者としても、会社として検討した結果による方が納得感が高い。通報者への説明責任を果たさないままクロージングしてしまうと、通報者としては「せっかく通報したのに無下な扱いを受けた」といった不信感しか残らず、それが社員間で拡散されるリスクも無視できない。

③不正目的通報への対応

通報制度を悪用して、専ら不正の利益を得る目的や他人に不正の損害を加えるような目的を持つ通報は、本法第2条第1項に規定する「不正の目的」による通報であり、本法で保護される「公益通報」には該当しない。悪質な場合には、そのような通報者に対しては、就業規則に従って懲戒処分を行う等の対応も考えられる。ただし、「不正の目的」による通報に該当するかどうかは、最終的には裁判所の判断に委ねることになるので、慎重な判断が必要。

④匿名通報を望む理由

通報者はなぜ匿名を希望するのか。理由は通報受付窓口の担当者やその背後に

控えるコンプライアンス部門、さらに言えば会社の姿勢に対して全幅の信頼を寄せることができないからである。同弁護士は、通報者に早い段階で「匿名でも全然構いませんよ」と明確に告げるよう指導され、ファーストコンタクトの時点における電話のやりとりの中で信頼を獲得して、通報者の名前を開示してもらうように努力している。

⑤相談者の話を傾聴することに関連し「注意すべき言葉」

例えば、ハラスメントの事例では、ハラスメントになるかどうかは調査を終えた後、調査で収集した資料に基づいて、事実認定・評価を経て初めて結論に至る。

厚生労働省が厳禁とする言葉として示すフレーズを挙げると、「(相談者を)責める」、「(調査後に判明することについて)断定する」、「(相談者を)説得する」、「(相談者に)アドバイスをする」といった行為に着目する必要がある。NGとなるのは「責める・断定する・説得する・(的外れな)アドバイス」である。厚労省が例として取り上げるのも、そのような不適切な聴取が蔓延しているという実状を踏まえてのもの。

●受付窓口の社内主管部門との連携

通報者には「コンプライアンス部の部

長と、部長が指名する調査担当者と受付窓口の弁護士が情報共有者となります」ということを説明した上で、電子メールで通報者の「承諾」を予め得ておく必要がある。また、情報共有者の調査の進展もあり得るので、調査担当者の人数増にについてもきちんと理由を付して説明して、そのつど「承諾」を得ておくことが大切。

通報者の中には、「どうして〇〇部長が知っているのですか」という事態が生じれば、信頼関係が崩壊するからである。

●利益相反のチェック

主管部門と連携するために調査担当者を決めることがあるが、その際に調査担当者の利益相反に注意する。自らが関係する通報事案の調査等に関与してはならない。具体的には、通報受付担当者、調査担当者その他の通報対応に従事する者が次のような場合が想定される。

- 法令違反行為を行った当事者である
- 法令違反行為の意思決定に関与した
- 以前、法令違反行為が行われた部署に勤務していた。
- 法令違反行為を行った者の親族である
- 問題は、通報対象者の調査を通報対象者の上司が行う場合である。同弁護士の経験した実例では、結論として実害はなかったが、やはり目が曇る可能性がある

人は、調査担当者にすべきではないと、後日自ら反省したと述べている。

●聴取の基本動作について

①通報者と通報対象者に対する前提となる姿勢

重要な核となるのは、通報者と通報対象者の2名である。彼らに対する基本動作について予め触れておきたい。

(a) 通報者の聴取と大筋の手順

通報者の聴取は、通報受付窓口担当者に電子メールあるいは電話等で「先生に、社内で起きている不正行為について相談していいのですね」という第一報から始まる。その際の聴取は、あくまでも事案のアウトラインを把握し、通報者の了解を得られた場合には社内の然るべき担当者と通報の概要を共有するためのもの。

(b) 「事前準備」をして通報対象者調査に臨むこと

通報対象者への調査の場面では準備の質と量が問われる。

調査段階では、通報対象者が加害者の立場にあるのかどうかは分からなかっため、先入観を持たずにニュートラルな姿勢を堅持することは意識的に行う必要がある。これらのこと徹底して「事前準備」することによって、事案の詳細が必ずとしつかり頭に入るとともに、質問当日の矛盾点について気付く感度も高まり、通報対象者の嘘を見破れることになる。

②最初の聴取の場は「事実を収集するステージ」

「事実を収集するステージ」と「事実を認定するステージ」は全く別物と明確に意識して聴取を行うことが重要。最初の事実聴取の際に問うべきは「どのような事実を見ましたか」「どのような事実を聴きましたか」ということが基本。調査のステージは調査担当者の感想や所見を語る場面ではなく、通報者、調査協力者、通報対象者から「事実」を聞き取る場面である。

③多くのケースは補充調査が必要

「誰についてどのような事実があつた」という認定は、調査関係者の調査と物の

調査をすべて終え、慎重な検討を経た上でくだされることが肝要。しかし、多くの場合、通報者と第三者と調査担当者の供述と物証が整合することはまずない。そこで、いくつかの補充調査が必要とい

う結論になるのが一般的である。

●聴取関係者が希望する聴取や証拠収集

事実関係を一番知るのは当事者である。その当事者が「この人が、○○の事実を知っているから聴いて欲しい」と申し出ているのにそれを無視するなどあり得ない。しかし、残念ながら「誰を聴取するかはこちらが決める」と勘違いして、

当事者の申し出を受け入れない調査担当者は存在する。少しでも幅広く調査を行う理由は、「事実」を知りたいことと、また、「事実」にたどりつくことで、それは当該企業のリスク管理になるからである。

●聴取の大枠として押さえておくべきこと

①聴取の時間について

(a) 通報者に対しては原則50分

チエックリストには、「1回の面談時間は50分程度が適当」とある。しかし、調査を実際に経験したことのある人なら容易に理解できるが、実際には50分で聴取を終えることは大変難しい。

(b) 通報対象者も50分

通報対象者に対しても、丁寧に発問するだけでなく、圧をかけたと受け止められるようなことは一切行ってはならない。圧などかけずに適正な調査によって事実を究明するのが本来の内部通報調査であ

る。質問事項を整理し準備しておけば1時間以内で収まるようになるので、努めるようにしていただきたい。

②聴取の場所

内部通報における調査は、警察の取り調べとは異なる。通報対象者の聴取は、法律事務所で行うのではなく、例えばホテルの会議室を借りて実施することが大切。

③聴取の人数

聴取する側は基本的に最大で3名が適切。弁護士が発問者の場合、その事案について精通している社員が1名、記録係が1名。数の優位で押し切るなどといった中味と関係ないところで勝負するのは不適切な手段と肝に銘じる必要がある。

●聴取開始時の説明事項

具体的には、まず相談者のプライバシーを守ること、相談者の了解なく通報対象者に話をしないこと、相談によって社内で不利益な取扱いを受けないことを説明する。また、相談窓口の役割や、解決までの流れ等の説明を行う必要がある。電話で受理した段階でこれらの説明を行っていないときは面談聴取の最初に説明することが大切。

内部通報制度では、通報者に「気が付いたらどんどん通報してください」と会社から促している。会社からすればリスク管理のために一生懸命この調査をしているという真剣さや誠実さが相手に伝わ

ク情報収集の重要な機会であるから通報があれば、書面主義ではなく必ず通報者の話を丁寧に聴取するように努める。

●通報者から録音・録画を求められた場合

内部通報制度は、会社のリスクを管理するための仕組みである。

通報者から録音や録画を求められた場合に、「会社できちんと管理すべきリスクなので、会社が管理できないあなたのレコーダーに情報を残すことはできません。録音・録画はご遠慮ください」と伝えるようにしている。

●通報者より転職準備の話が出た際の対応

このような事態にならないように、通報者からの最初の聴取に先立つて、「調査中に調査中止の希望が出されても、内部通報制度を利用したことによって通報事実は会社のリスクとなつた以上、会社は調査中止の希望には応じられないことがあります。引き続き調査協力をお願ひすることもあるが、その旨何卒ご理解ください」と丁寧に説明を行い、説得に努めることになる。

●真実を引き出すための事前準備

本件の取扱いに関して、内部通報制度の重要性をきちんと理解し、会社のリスク管理のために一生懸命この調査をしていくという真剣さや誠実さが相手に伝わ

るよう対応することが重要。また通報対象者調査においては、「この調査担当者は、隅々まで徹底的に調べてしまつかり準備してきているな」と感じさせるだけの徹底した準備をしてその雰囲気が相手に伝わって初めて、事実を語り始める。

(5) 内部通報制度の実践手法【事実認定】について

●事実認定に真摯に向き合う

事実認定には、裁判制度のような控訴といった制度はない。通報者に対する胸を張れるだけの事実認定を行う重大な責任が調査担当者にあることを十分に留意すべきで、また事実の把握については次の3つの事柄を調査に際して常に心に留める必要がある。

- 当事者の話は、全体として、大筋で納得できるものか。
- 書証、ことに客観的な書証との整合性は取れているか。
- 当事者本人が積極的に触れたがらない部分や欠落部分、相互に矛盾している部分はないか。

●思い込みや決めつけを排除する

内部通報調査においても、思い込みによって「客観的な動かしにくい通報者もしくは通報対象者に有利な事実」を見落

としてしまうことは十分にあり得ることである。調査担当者は、思い込みや決めつけを排して客観的で動かしにくい事實を軸に事實認定を行うことを重視する必要がある。

（6）内部通報制度の実践手法【処分】について

● 処分・調査結果における留意点

- 処分は「行為者主義」ではなく、「行為主義」で行うべきである。コンプライアンス違反については誰がやったとして同等のペナルティが加えられるということをスタンダードとするべきである。
- 調査結果は、通報者と通報対象者へ通知することになる。文書交付は、文書が独り歩きするリスクがあるため、口頭通知とする。調査や評価・認定を行う際に、「通報者や通報対象者からここを突っ込まれたらどうしようとか、大丈夫だろうか」という意識を持つようになる。それによって隙のない調査や評価・認定を促進することができる。

企業経営において中核の位置づけにあるコンプライアンス体制と相互に組織上の連携があるかないかが問題となる。形式上の内部通報制度の組織づくりができるも、組織のトップをはじめ役員・管理者・スタッフに至る全社員にコンプライアンス意識の定着と持続性がなければ、実効性のある事業運営は難しくなるからである。

研修のあり方としては、重要な役割を担う役職員が内部通報システムを十分に理解することが大切。企業においては、まず、経営トップ、すべての役員、また、部長を含めた管理者及び担当者が集う研修会の機会を定期に企画し実施することは有益である。すべての役職員が、このシステムについて正しく理解していないと、不正行為を認識した際に通常窓口や通常ラインに通報・相談することを躊躇しかねず、早期に不正行為を発見して是正措置を講じるという本来の内部通報システムの目的を達成することが不可能となるからである。

なお、本レポートにおいては紙数に限りがあり、内部通報に係る基礎的な内容の中で、重要と考える事項は取り上げていますが、内部通報制度に係る認証制度については触れておりません。ご了承ください。

参考文献：「消費者庁による公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和2年法律51号）、中原健夫、結城大輔、横瀬大輝『これからの中内通報システム』（金融財政事情研究会）、森原憲司『内部通報制度調査担当者必携』（経済法令研究会）。

（7）結び

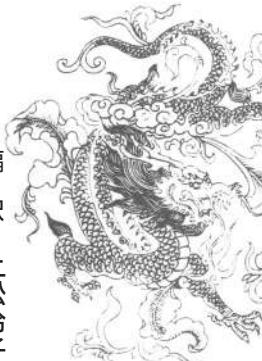
2020年6月に改正となつた現行の内部通報制度は、内部通報システム自体が分離・独立して機能するのではなく、

導入割合は未だ高くなく、一昨年6月の法改正により今後の事業経営に取り入れていく事業会社が漸次増えていく可能性がある。本書は、「教材」としての利用度が高く、三つの実践手法は豊富な実務経験と多面的な視点から問題を解決しようとする著者の前向きな対応姿勢が滲み出ていて、大変有益であると考える。関心がある方は一読されることをお勧めします。

最後に、主要な調査事項の中の内部通報制度の実践手法【聴取・調査】、【事実認定】【処分】について、弁護士森原憲司氏の著書『内部通報制度調査担当者必携』から研修啓発のため引用しております。内部通報の分野は、国内企業への

中國 ウオッチャンク

編・訳 上松玲子



運転代行業界の混乱

近年「飲んだら乗るな」意識の普及により、運転代行サービスの利用が急速に増えている。

山東省濟南市歷下区に住む張潔さんは未登録の個人の運転代行業者「黒代駕」を利用したことがある。11キロの運転で159元もかかった。正規の業者なら55元ほどの距離だ。悪天候ならもっとととられただろう。QRコード決済をしたが料金基準も行程記録もない。電話に応答もなく、会社名も実態がなかった。

濟南市内では夕方になると「運転代行」と書かれたベスト

仕事着のベストはネット通販で15元ほどで買える。登録運転手に頼んで会社から買ってもらうこともできる。基本料金や単価を自由に設定できる料金メーターアプリも身分証の登録なしにダウンロードできる。始めるのはたやすいが、万一の事故などの場合はお金が飛ぶ。

一般的に大手の配車サービス業者の登録運転手は運転歴や身分確認がされており、警察も業者利用を呼び掛けているが、運転手選定は形式的で、免許取得後3年以上なら申請書を書いて

現在山東省に運転代行業として登録されている業者は2万4千社、濟南市には7千業社以上ある。ネット上を賑わす運転代行業アプリ開発の広告。その一つ麒麟科技というアプリ開発業者を取材すると、システム開発費用は5万元ほどで、わずかな投資で起業できるという。

2003年に北京で代行運転の会社第1号が誕生してから今日まで、専門に取り締まる機関がない。主管部門も認可条件も

とヘルメット姿で電動車に乗つた代行運転手たちがレストランの出入り口に集まつてくる。張さんも彼らを見て、正規の運転代行アプリの運営業者の登録運転手だと思い込んだのだ。

劉さんは登録運転手を7、8年した後、年齢から徹夜やノルマに無理を感じ個人で始めたそ

うだ。平日は2、3件で200元ほど、週末はその倍ほどの売上がある。適当にやって酒代たばこ代くらいは稼げるという。

「藝術教育は賞状のためならず」
〔齊魯晚報〕2021年8月21日

う。専門家は関係法規の整備の必要性を主張している。

藝術教育は賞状のためならず
義務教育期間の学習負担を軽減する政策の下、藝術教育が学校や保護者の注目を浴びる中、

鳴り物入りで開かれた大型コンクールが実はそれほどのものではなかっただとある。

人の入れ替わりが激しく、福利厚生は実現性に乏しいという。

運転中のけがの治療費も個人負担だ。「月1万6千元から7千元稼ぐ者もいるが、命がけだ」。

料金を払わない客もいるし、客のクレームはさらに恐ろしい。

某市某区の文学藝術界連合会の主催ということだが、千元を超えた参加登録費、1万元を超える補習費や遠征費を支払った保護者には、主催者が実際にコンクールに参与したのか、名前を貸しただけなのか質問する勇気はない。有名な学校の名前を冠したコンクールなどもそうである。審査過程などもいい加減だ。

記念撮影の段になつてはじめて、参加者全員がトロフィーや賞状を掲げているのに気がつく。

皆が受賞するのは喜ばしいことだが、そこに藝術的な意味はあるのだろうか。立派な賞であればあるほど、示しているのは

子どもの才能ではなく親の資力であるように見える。こうした証書の流行は明らかに子どもたちの負担を増やしている。

証書を手に入れるために費やした時間や金銭を、芸術的体験の旅や本格的な演奏会の鑑賞など、本物の芸術に触れる交流会や体験に費やし、子どもたちによりよい自分を見つけ出し、より美しい自分を表現する機会を与えることのほうが、芸術教育を行った最良の証明になるのでないだろうか。

（『新民晚报』2021年10月4日）

非正規が支える社会

社会の基本を支える仕事は複雑で、遍く人手不足が深刻だ。そのため多くの地方公共団体では臨時職員を採用しているが、中には正規職員よりも臨時職員の方が多いところもある。臨時職員が地方公共サービスを支えている。

感染症の流行、人口調査、ワ

クチン接種など昨年からの忙しさの中、ある街道の臨時職員李さんの仕事は正規職員と何ら変わらない。毎日難しくはないが煩雑な仕事をこなしている。

東部の某沿海都市の郷鎮幹部によれば、郷鎮政府の正規職員は94人、臨時職員は122人で、「様々な任務が地方に移管されたにもかかわらず、財源や人員の問題は解決されないまままで、正規職員だけではこなせない。中には能力も高く、長い間様々な仕事を担っている臨時職員もいて、彼らが地方公共サービスの半分を支えている」。

（『半月談』2021年8月『文摘報』10月12日）

児童売買根絶のために

しかし、彼らの待遇は低く、昇進の機会もなく、概してモチベーションは低い。ボーナスや職場のイベントも蚊帳の外だ。

現場では臨時職員はもはや「臨時」ではないという声が多い。「臨時」ではないといふことはないからだ。

臨時職員採用には、労務派遣と専門職員のほか、幹部の再雇用がある。少数ではあるが幹部

の親戚や友達を裏口採用するケースもあり、採用過程は透明で厳格とは言い切れない。

臨時職員は公共サービスに欠かせない存在だが、採用基準の統一や管理を徹底するべきだ。

児童誘拐を取り締まるのは警察だが、養子縁組の手続きは民政部門が行う。民政部門は養子申請内容を精査して状況確認する責任があるが、職責が充分果たされていない場合があり、不正な養子縁組を許している。

一方で、不妊に悩む家庭や独り子を失った家庭など、養子を

察に届け、正規の養子縁組手続きをして、売られた子どもの身分を一新「洗い流す」者がいる。注目すべきはこうした合法化は、生きの親による子どもの売買という倫理にもとる行為の上に成り立っているということだ。養子縁組で違法性を覆い隠す行為によって、児童誘拐や人身売買の捜査が難しくなっている。

わが国の法律では児童の売買を厳しく禁じている。実親でも

（『新京報』2021年10月17日）

実子の処遇を勝手に決める権利はない。まして売って利益を得ることは許されない。犯罪を覆い隠す行為は社会の倫理を乱す、法の尊厳への挑戦だ。法執行部門は許すべきでない。

児童誘拐を取り締まるのは警察だが、養子縁組の手続きは民政部門が行う。民政部門は養子申請内容を精査して状況確認する責任があるが、職責が充分果たされていない場合があり、不正な養子縁組を許している。

一方で、不妊に悩む家庭や独り子を失った家庭など、養子を

察に届け、正規の養子縁組手続きをして、売られた子どもの身分を一新「洗い流す」者がいる。注目すべきはこうした合法化は、生きの親による子どもの売買という倫理にもとる行為の上に成り立っているということだ。養子縁組で違法性を覆い隠す行為によって、児童誘拐や人身売買の捜査が難しくなっている。

わが国の法律では児童の売買を厳しく禁じている。実親でも

陶々俳壇

陶陶句会
結果
2021年5月

兼題 「若葉」「踏」 馬場由紀子選

大阪のコロナおそろし若葉寒

○紅杓

大阪の感染率は非常に高い。密集・密接・密閉なのがそれとも大阪弁によるものなのか理由はわからない。何かおそろしそうを感じる。

上野京

紹羽織や父系三代吾が継ぎ
○由紀子 格式高い家柄に伝わる「紹羽織」を作者が引き継いだ。先達が直に触ってきたものに袖を通して身が引き締まる思いだろう。

○二三四

○一弥

○正子

心には病なれど春は花

○一弥

由はわからぬ。何かおそろしそうを感じる。

"

蒼天に輝き光る椎若葉

橋本紅杓

○善一

五月のさわやかな雲二つない青山に、椎の木の若葉がキラキラ光っている。旅に出たい感じがよく出ている。

○正子

この光景は日本人の元気の元ではないでしょ

○正堂

○正堂

○正堂

参禪の居士、あるいは雲水が夕食膳ことに感じているのであろう。

今宵また筈づくし嵯峨の寺

○正堂

○正堂

じているのである。

青竹踏むや祈願の健康寿命

○正堂

○正堂

作者は青竹踏んで健康寿命を保ち、私はスクワットを毎日三〇回励行しているが、お互い実践が何時まで続くな。

松葉搔きまばゆい若葉に目を射られ

○紅杓

○正堂

上五の裏複が効いています。

春や春平均寿命皆越えて

○正堂

○正堂

仲間はみな平均寿命を超えてしまったということか。穩やかで幸せな句だ。

矢野一弥

○正堂

○正堂

春や春平均寿命皆越えて

矢野一弥

○正堂

○正堂

仲間はみな平均寿命を超えてしまったということか。穩やかで幸せな句だ。

角川通信

◆第8回理事会の議題

(1月19日開催)

今月は下記内容で審議を行った。

- 確認事項

12月15日開催の第7回理事会の議事録（案）が確認された。

- 決議事項

- 報告事項

i 資金繰りについて（定例報告）

ii 常任委員会報告（定例報告）

iii 事務局報告……①12月17日大

阪ビル「放火殺人事件」を受けた協会対応として、初期消火対策、緊急避難対策、監視カメラ等、改めて見直し検討を進める、

②オミクロン株による「蔓延防止等重点措置」発令対策、③令和4年度事業計画の作成要請等について報告した。

特になし

例年は、3月より囲碁例会を始めますが、オミクロン株によるコロナ感染拡大により、しばらくは対面での例会は自粛いたします。

〈俳句会〉

当面は、対面での俳句会を自肅し、通信での「自宅で俳句会」といたします。

〈謡曲会〉

松木千俊先生のお稽古は一人ずつの個人指導です。ご興味のある方は、事務局までご連絡ください。

会員だより

2021年度「第43回角川源

義賞」……歴史研究部門で会員の加藤聖文氏『海外引揚の研究－忘却された「大日本帝国』（岩波書店2020年11月刊）が受賞した。協会にとつても喜ばしいことで、理事会の承認を得ていこうとした。

記念品を贈呈することとした。 （事務局長 藤沼弘一）

みんなの写真館

春の写真を探したら…（表紙）

今年の冬は、寒さが一段と厳しく感じられ、どこかに「ほっとする春の写真」はないかと探していたら、ある年の3月26日、散歩に出た際に撮った千葉公園の

写真が出てきた。やわらかい日差しの中、菜の花がそっと揺れている情景である。その背景に、小型の蒸気機関車が写っている。この機関車は、昭和36年から44年まで川崎製鉄千葉製鉄所（現・JFEスチール）の構内で資材・原材料運搬で使用されていたものだ。現役を引退し、千葉市に寄付されて、今では格好の子どもたちの遊び場になっている。今年もまた、このような「春づらう…」が訪れるかもしれません（「早春賦」の歌詞を思い出す今日）のがである。（藤沼弘一）

北京郵電訓練センター（表4上）

北京郵電訓練センターは技術協力と無償資金協力が同時に開始された最初の政府間協力事業の一つである。事業拠点は北京の西城区に近い北京郵電学院（現北京郵電大学）内に設置された。当時の中国は通信インフラが遅れており、市中電話の近代化が近代都市建設に欠かせなかつたし、日本側も日本の開発したデジタル交換機材を中国に普及したいという思惑があった。その中でこのプロジェクトが生まれた。写真は訓練センターに供与された訓練用教材。事業は1986年2月から1991年の5年間（日本の投入額は無償資金協力22億、その他短期派遣専門家100人、訪日研修員16人、その他機材費7800万円、研修対象は幹部技術者、管理者）。しかし90年代に入つて、世界の通信技術は飛躍的に進歩し、携帯が出現し、スマートフォンにつながった。通信手段の非常に遅れた国ほど新技术の普及が早く、中国は今日スマートフォン王国になっている。（八島継男）

佐渡・弁慶のはさみ岩（表4下）

佐渡島は日本海最大の島であり、鉱山がある唯一の島です。島内の大部分は国定公園や県立自然公園に指定されており、下相川地区の吹上海岸にある「弁慶のはさみ岩」という奇観。巨岩と巨岩の間に、くさび型の岩がすっぽりと挟まっています。その昔、佐渡弁慶ら山伏一行が相川から金北山へ修行に行く途中、佐渡弁慶が投げ飛ばした岩が下相川の浜まで飛んできたと伝えられています。相川地区はすなわち、今世界遺産申請中の佐渡金山のある町です。

（姜晋如）

2022年3月の行事予定

1日（火）16：00 謡曲会（松木先生お稽古）

4日（金）14：00 公開 第19回オンライン講演会（Zoom方式で実施）
「戦後日本における満洲の記憶—〈忘却－構築〉の相克と多様な眼差し」
菅野智博氏（慶應義塾大学経済学部准教授）

9日（水）13：00 俳句会

兼題「菱餅、若」および当季雑詠から5句を投句（2月末までに）

17日（木）14：00 公開 第20回オンライン講演会（Zoom方式で実施）
「日韓の文化交流について」（仮題）
寺脇研氏（京都芸術大学教授、元・文部科学省官僚）

18日（金）14：00 公開 【善隣中国塾】（Zoom方式で実施）
塾長：矢吹晋氏（横浜市立大学名誉教授、当会学術顧問）

30日（水）14：00 公開 【善隣古海塾】（Zoom方式で実施）
加藤聖文氏による「満蒙開拓団」についての講義
塾長：古海建一氏（当会最高顧問）

3月の会議予定

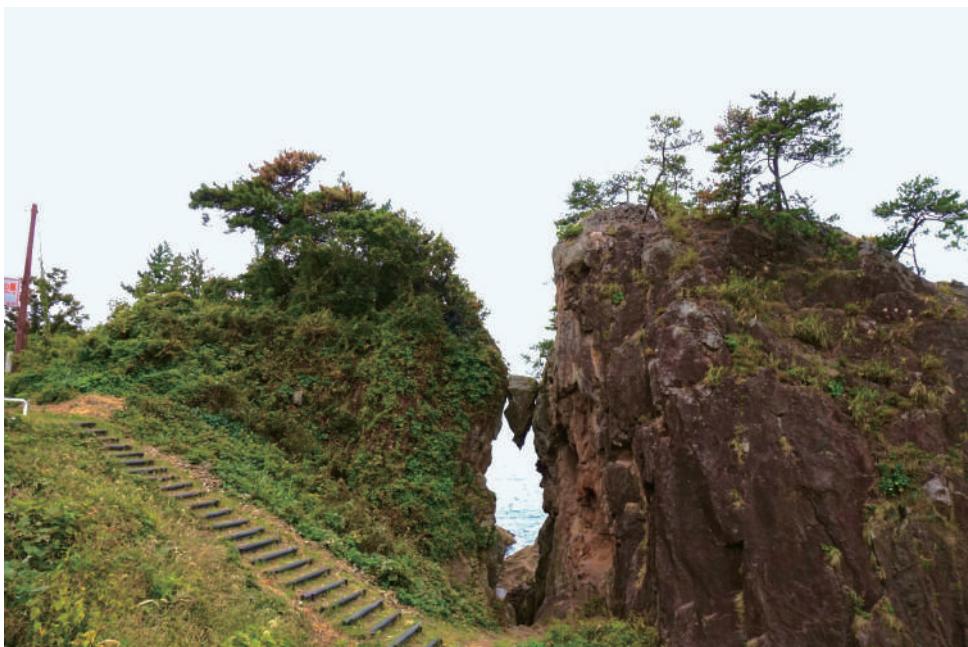
1日（火）13：00	環境委員会	9日（水）14：00	財政委員会
4日（金）15：30	講演委員（Zoom）	16日（水）13：00	理事会（第9回）
8日（火）13：00	国際交流委員会	16日（水）15：30	広報委員会

※下線は通常日程に変更あり。

みんなの 写真館

ISSN0386-0345
二〇三年(令和四年)三月一日・毎月一日発行

「善隣」第五二三号（通巻七九〇）



発行所
〒一〇五〇〇〇四
一般社団法人
国際善隣協会
電話〇三三五七三〇五二番
代表会
東京都港区新橋一丁目五番
会員登録

INTERNATIONAL GOOD NEIGHBORHOOD ASSOCIATION (IGNA)
<https://www.kokusaizenrin.com>